

令和6年度 第1回丸亀市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和6年7月25日（木） 午後2時05分開会～午後2時50分閉会

2 場 所 丸亀市役所 2階201・202会議室

出席委員 14名

森崎 博子	大西 裕子	大西 栄子	竹一 律子
篠原 友美	石川 正志	西庄 かほる	宮井 陽一郎
田宮 浩一	和田 節代	奥澤 日登美	片岡 厚子
山岡 陽一	伊藤 賢宏		

欠席委員 3名

福濱 登美子	宮武 亮	吉本 博之
--------	------	-------

説明のため出席した者

税務課	課長	黒田 千絵
健康課	課長	堀瀬 晴彦
	担当長	松尾 寛子

傍聴人 なし

事務局職員出席者

健康福祉部	部長	谷本 智子
保険課	課長	岸本 圭一
	副課長	新開 美沙子
	担当長	魚本 和代

議事

3 次第

〔1〕開会

<司会>

定刻となりましたので、只今より、令和6年度 第1回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日、進行役を務めます、保険課の新開と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、事前にお送りしました会議次第により、進めさせていただきます。

〔2〕部長あいさつ

それでは初めに、健康福祉部長より皆様にごあいさつを申し上げます。部長、よろしくお願いいたします。

<部長>

皆様、改めましてこんにちは。健康福祉部長を務めております、谷本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は丸亀市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素より本市の保険福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、国におきましては、社会全体のデジタル化を推進するための基盤として、マイナンバーカードの利活用を進めております。令和5年6月9日にマイナンバー法等の一部改正法が公布され、健康保険証が廃止されることになりました。現行の健康保険証は今年12月2日以降、新たには発行されず、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行することとなります。

なお、丸亀市国保では、今年8月から使用できる被保険者証を、7月末までに被保険者の皆様に、お送りしているところです。今回、発行した被保険者証は、12月2日以降も有効期限まで、これは令和7年7月31日になりますが、それまではご使用いただけますので、当面は、現在の被保険者証とマイナ保険証のどちらでも受診が可能です。被保険者の皆様が、混乱なく円滑に受診できるよう、被保険者証の廃止に向けて、周知啓発に努めてまいります。

また、本市の国民健康保険でございますが、健全な国保事業を運営するため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険税収納率の向上などに、積極的に取り組んでいるところで、これらのことにつきましては、後ほどご報告させていただきます。

今後とも、国民健康保険の被保険者の皆様が、安心して医療を受けられるよう、国保事業運営の安定化に努めてまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。開会

のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

<司会>

ありがとうございました。

〔3〕会長あいさつ

続きまして和田会長より、ご挨拶をいただきます。

<会長>

国保運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、日頃より国民健康保険事業に対しまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申しあげます。

さて、近年、ライフスタイルや価値観が多様化し、短時間労働をはじめとした様々な雇用形態や副業・兼業など、労働者の働き方が大きく変容しています。国は、勤労者が、その働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるよう、勤労者皆保険の実現を目指し、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を進めているようです。

そのため、国民健康保険にとっては比較的収入の高い被保険者が、被用者保険に移行し、さらに、被保険者の年齢構成や所得区分なども変化することが考えられ、国保財政に与える影響が危惧されているところです。

また、子ども・子育て支援金制度の創設や、被保険者証の廃止など、医療保険制度をとりまく状況は刻々と変化しておりますことから、当運営協議会としましても、国保制度の動向を見守り、必要な意見を述べてまいりたいと思います。

なお、本日の協議会は、この後、「丸亀市国民健康保険特別会計」及び「診療所特別会計」の令和5年度決算について報告が予定されております。

委員の皆様におかれましては、本市の国保事業の円滑な運営のため、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

<司会>

ありがとうございました。

それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお送りしておりました資料をご用意ください。

- ・本日の「次第」
- ・報告第1号 「令和5年度 丸亀市国民健康保険特別会計決算について」
 - ・参考資料①国民健康保険税 収納率の推移
 - ・参考資料②国保(0～74歳)被保険者数の推移ほか
- ・報告第2号 「令和5年度 丸亀市国民健康保険診療所特別会計決算について」
- ・資料3 「マイナンバーカードと被保険者証の一体化について」

以上が事前にお送りした資料でございます。

また、当日配布資料として、「丸亀市国保特定健診等について」と「第3期データヘルス

計画・第4期特定健康診査等実施計画 概要版」、「令和5年度国保だより」を、お配りしています。不足の資料がございましたら、お持ちいたしますが、よろしいでしょうか。

さて、ここで報告でございます。

本日の協議会は、委員定数17名のうち14名のご出席をいただいております。丸亀市国民健康保険運営協議会規則第4条第3項の規定に基づく、委員定数の半数を超えており、かつ、丸亀市国民健康保険条例第2条各号に掲げる委員の区分ごとに、1名以上の定足数を満たしておりますことから、本協議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、運営協議会規則第4条第1項の規定によりまして、「会長が協議会の議長となる。」とされておりますので、これからの議事進行につきましては、「和田会長」をお願いいたします。

〔4〕会議録署名委員の指名

<会長>

それでは、規則に基づきまして、議長をさせていただきます。

まず、次第4.「会議録署名委員の指名」でございますが、協議会規則第7条の規定により議長が指名することになっております。

本日は、森崎委員と篠原委員のご両名をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(両委員承諾)

〔5〕議事

それでは、議事に移ります。

報告第1号「令和5年度丸亀市国民健康保険特別会計決算」、並びに、報告第2号「令和5年度丸亀市国民健康保険診療所特別会計決算について、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

<事務局>

資料1ページ、議事第1号「国民健康保険特別会計決算」について説明いたします。

時間の都合上、説明につきましては、ポイントを絞って、主な変更点や要点などを中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に表の左側、国保会計の「歳入」でございます。

左から4列目「令和5年度決算額」の欄をご覧ください。

1款 国民健康保険税は19億7,433万円、被保険者数が減少したことなどに伴い、前年度と比較して、7,242万円余の減収となりました。

なお、税の収納率につきましては、参考資料①「丸亀市国民健康保険税 収納率の推移」のグラフをご覧ください。

令和5年度につきましては、コンビニでの支払いや、市役所窓口での簡単な手続きで、口座振替により納付ができるサービス、また、被保険者皆様の納税意識の向上もございまして、収納率は、昨年より0.2%減少し、93.4%でございます。

被保険者の皆様には一定程度のご負担をいただきながらも、将来の財政運営に支障が出ないよう、「適正な課税」と、「収納率の向上」に努めてまいりたいと考えております。

資料の1ページにお戻りください。

そのほかの歳入の主なものとしたしましては、6款「県支出金」84億5,777万円、そのうち「普通交付金」82億4,511万円は、歳出の2款、保険給付費に充てることとなりますが、被保険者数が減少し、医療費も減ったことから、この交付金についても、前年度比で、1億6,288万円ほど減額となっております。

次に8款「繰入金」のうち、「国保会計収支安定分繰入金」につきましては、国保会計が赤字になった場合に、一般会計から補填されるものでございますが、平成28年度から赤字にはならず推移しており、昨年度も繰り入れにはなりませんでした。

9款「繰越金」は、前年度から9億4,792万円を繰り越しておりますことから、歳入の合計では、126億641万円、前年度と比較して、1億2,999万円の減額となっております。

続いて「歳出」に移ります。「令和5年度決算額」の欄をご覧ください。

そのうち、2款「保険給付費」は、83億2,186万円で、先ほど歳入で説明いたしました県支出金の普通交付金がこの費目に充てられることとなりますが、前年比でマイナス1億6,811万円、「出産育児一時金」につきましては、一人当たり限度額は50万円で、被保険者のうち、46人の出産された方に支給しております。

「葬祭費」につきましては、被保険者がお亡くなりになった時に5万円を162件、支出いたしました。

次に、5款「保健事業費」は、1億1,381万円、内訳としましては、生活習慣病予防対策としての「特定健診」や「特定保健指導」、また、「国保保健指導」は、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及啓発のほか、糖尿病性腎症重症化予防事業、人間ドックの助成費用でございます。

以上により、歳出合計は、115億1,849万円、前年度と比較して、2億6,999万円の減額となっております。

その結果、前年度の繰越金などを除く「単年度の実質収支」につきましては、1億4,000万円、最終的に「歳入歳出差引額」は、10億8,792万8千円を次年度に繰り越すことになりました。

以上が、令和5年度決算の説明となりますが、被保険者の減少が続く中、保険給付費は高い水準のまま推移するものと見込まれます。

また、一人当たりの医療費は上昇傾向が続いておりますことから、今後とも庁内関係各課、また香川県と連携しながら、疾病予防、健康づくり事業などを実施して、医療費適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4つのグラフを載せております、参考資料②をご覧ください。

左上のグラフは、「国保0歳～74歳の被保険者数の推移」、また左下は「40歳～64歳の被保険者数の推移」でございますが、国保では現役世代が減少し、年々高齢化も進んでいる状況にあります。

また、昨年は短時間労働者への健康保険の適用が拡大されたことに加えまして、団塊の世代の後期高齢への移行により、ここ数年では減少率が顕著になっております。

保険者としたしましては、全国、県内の動向とともに今後の推移を十分に注視してまいりたいと考えております。

報告第1号並びに関係部分、参考資料についての説明は、以上となります。

続きまして、報告第2号、令和5年度 丸亀市国民健康保険 診療所特別会計決算について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

丸亀市が運営する国民健康保険診療所は広島、本島の2箇所です。広島診療所は青木、本島診療所は泊にあり、島民の方に医療サービスを提供するほか、特定健診やがん検診の実施、インフルエンザやコロナワクチンの接種などを実施しています。なお、本島診療所につきましては、常勤医師が本年3月末で定年退職し、現在、代理診療の医師による診察を行っています。後任医師の確保に努めてまいります。

それでは、決算の説明をさせていただきます。この資料は、広島診療所と本島診療所を合算した資料となっております。表の構成は1ページの国保特会と同じです。

歳入から、ご説明いたします。資料の左側が歳入でございますが、右から3番目の令和5年度決算額の欄をご覧ください。赤い線で縦に囲っています。まず、診療収入の欄、1.国民健康保険から6.一部負担金までの計は2,341万6千円で、前年度対比488万3千円の減です。島の人口の減少や高齢者の島外医療機関への入院等により減少しているものと考えております。なお、令和5年度を受診者数の平均は、広島が一日当たり6.4人、本島は一日当たり9.8人です。

次に、繰入金の欄をご覧ください。5,854万7千円で、前年度対比マイナス1,646万6千円です。国保特別会計からの繰入金であります。本島診療所移転整備が令和4年度で完了したため、令和5年度は減額となったものです。そのほかに、診断書等の文書料、雑収入を含め、歳入合計は、8,240万6千円で、前年度対比7,663万5千円の減となっております。

次に、表の右側の歳出ですが、歳入と同様に、右から3番目の令和5年度決算額をご覧ください。赤い線で囲っている部分です。主なもののみ説明させていただきます。

総務費の内、1番、報酬は、診療所の看護師、事務員として従事する広島診療所4名、本島診療所4名の会計年度任用職員、合計8名の人件費です。2番、給料、3番、職員手当等、4番、共済費、以上3つは、広島診療所、本島診療所の所長である常勤医師2名分の人件費、及び会計年度任用職員の期末手当です。7番、報償費は、67万8千円で、医師不在時の代理診療の謝礼が主なものです。前年度対比9万4千円の減となっています。8番、旅費は、会

計年度任用職員の通勤に係る費用が主なものであります。島しょ部ということで、船で渡ることから、大きい金額となっております。10 番、需用費は消耗品や光熱水費、施設等の修繕料などで、25 万 5 千円の増となっております。修繕料の増が主な理由でございます。11 番、役務費は、通信運搬費や保険料となっております。12 番、委託料は 119 万円で、前年度対比 93 万 8 千円の減です。主には施設の維持管理にかかる経費ですが、医師の研修や出張など医師が不在の時に依頼する代理診療にかかる委託料も含まれています。13 番、使用料及び賃借料は、放送受信料やレセプトのオンライン請求にかかる経費です。17 番、備品購入費は、7 万 4 千円で、95 万円の減です。令和 4 年度は、本島診療所の移転に伴う備品購入がありました。令和 5 年度は備品の購入が掃除機のみであり、減額となったものです。18 番の負担金補助は、両診療所に係る医師会費、負担金等です。

次に、本島診療所整備事業費ですが、令和 4 年度に事業が終了したため予算・決算ともございません。

次に、医業費についてご説明いたします。まず、医療用機械器具費ですが、小計欄は、298 万 2 千円で、前年度対比 194 万 5 千円の減でございます。受診者管理システム借り上げ料の減や、医療機器の購入が無かったことが、要因でございます。

次に、医療用消耗機材費ですが、小計欄は 1,152 万 3 千円で、前年度対比 217 万 8 千円の減となっております。需用費は、薬剤、治療材料の医薬材料費、役務費は、血液検体等の検査手数料が主なもので、医薬材料費の減が主な理由でございます。

次に、医療用衛生材料ですが、小計欄は、83 万 3 千円、そのうち、需用費は、医療用の消耗品、使用料及び賃借料は、在宅酸素療法の装置使用料等に係るものでございます。

次に「公債費」は、元金が 198 万 3 千円、利子が 28 万 2 千円です。各診療所の医師住宅や両診療所の医療機器更新に係ります長期償還元金・利子でございます。

歳出合計は、8,240 万 6 千円で、歳入・歳出合計額が同額ですので、翌年度繰越金は 0 円であります。報告第 2 号の説明は以上のとおりです。報告第 1 号、第 2 号につきまして、一括して説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

<会長>

報告第 1 号、第 2 号について事務局よりご説明がありました。質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見が無いようですので、次に移らせていただきます。

「資料 3 マイナンバーカードと被保険者証の一体化」について、事務局よりご説明をお願いします。

<事務局>

それでは、「資料 3 マイナンバーカードと被保険者証の一体化」について、説明させていただきます。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることになり、保険証の発行は、令和6年12月2日より終了いたします。医療機関などにかかる際には、今後、マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行していきます。マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として使えるよう、利用登録をしたもので、医療機関に設置されているカードリーダーで、被保険者の保険資格等が確認できるものです。

なお、丸亀市国保では、令和6年8月から使用する被保険者証を発送し、現在、皆様のご自宅に、郵送により配達中でございます。こちらにつきましては、有効期限である令和7年7月末まで使用できますので、当面は、保険証とマイナ保険証のどちらでも、医療機関での受診が可能です。

次に、マイナ保険証をお持ちでない方への対応ですが、12月2日以降は、保険証の代わりに、「資格確認証」を交付いたします。マイナンバーカードをお持ちでない方や、持っているが、健康保険証の利用登録をしていない方などが、交付対象となります。

2枚目のチラシをご覧ください。今回の保険証の更新の際に、同封したものです。表面は、保険証が廃止されること、マイナ保険証による受診の仕方、裏面は、マイナンバーカードの申請や、保険証としての利用登録、またマイナ保険証のメリットが書かれています。

昨今、新聞広告やテレビCMなどを通じて、マイナ保険証に関する情報が多く発信されており、窓口や電話対応の中で、被保険者の方からマイナ保険証に関する問い合わせが増えてきたと感じております。丸亀市国保におきましても、広報やホームページ等を活用して周知・啓発を行ってまいります。

説明は、以上でございます。

<会長>

「マイナンバーカードと被保険者証の一体化」について事務局より説明がありました。質問等がありましたらお願いします。

<委員>

マイナンバーカードは何歳から持てるものでしょうか。

<事務局>

マイナンバーカードは子どもさんでも赤ちゃんでも取得は可能です。小さい子どもさんは、写真が撮りづらいということもありましたが、現在は色々改善策もあり、皆さんが取得しやすくなっているということでございます。

これまでは保険証で医療機関等を受診しておりましたので、少しご不便を感じることもあるかと思いますが、マイナ保険証では簡単にカードリーダーで判断できるようになっていますので、そのあたりは非常に便利になるのではないかと思います。

<委員>

市民福祉医療等をお持ちの方についてはどのようになりますか。

<事務局>

市民福祉医療ということで、子ども医療とか、身障者医療の医療証をお持ちになっている方のことかと思います。それらをお持ちの方につきましては、現在、保険証と医療証の二つを持って医療機関等を受診されている形です。市民福祉医療に関しましては、マイナ保険証の方ではまだ対応できませんので、これまでと同様に福祉医療証をマイナ保険証と一緒にをお持ちいただいて、受診していただく形になろうかと思います。以上です。

〔6〕その他

<会長>

他にはご意見が無いようですので、次に移ります。

6番、「その他」でございますが、「丸亀市国保特定健診等について」、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

「丸亀市国保特定健診等について」健康課より説明

<会長>

事務局の説明が終わりました。質問等がありましたら、お願いします。

質問はございませんか。ないようでしたら、事務局のほうで何かございますか。

<事務局>

それでは、今後の予定についてお知らせいたします。

本運営協議会は、年2回から3回程度、開催しています。本年は年2回の開催予定で、次回は令和7年2月頃に開催することを考えております。

しかしながら、至急の案件が発生しました場合は、随時、会を開くこともございますのでご了承下さい。

また、当日配布資料として、「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画概要版」と、「令和5年度 国保だより」をお配りしています。データヘルス計画は、前回の運営協議会で、委員の皆様に素案をご審議いただき、完成したものです。本計画は、丸亀市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。「国保だより」は、3月末に発行し、郵送で、被保険者の皆様にお送りいたしました。

事務局からは以上です。

〔7〕閉会

それでは、他にご意見やご質問はございませんか。

無いようですので、これをもちまして、本日の協議会は閉会とさせていただきます。各委

員の皆様にはご熱心にご協議いただき、議事が円滑に進行できましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

特にご意見も無いようですので、これで本日の運営協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。